

特別試験研究費税額控除制度に係る特別研究費の額の認定

目的：我が国におけるオープンイノベーションの普及を加速させるため、国立研究開発法人等において特別試験研究費の額の認定手続きを定め、当該認定に係る申請があった場合迅速に対応。

この制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において所得金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、事業年度の所得に対する調整前法人税額から特別研究税額の控除が可能。

特別試験研究

- (1) 特別研究機関等との共同試験研究
- (2) 大学等との共同試験研究
- (3) その他（民間企業・民間研究所・公設試験研究機関等）との共同試験研究
- (4) 技術研究組合の組合員が行う共同試験研究
- (5) 特別研究機関等への委託試験研究
- (6) 大学等への委託試験研究
- (7) 特定中小企業者等への委託試験研究
- (8) 特定中小企業者等から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究

特別研究機関

- (1) 試験研究機関（法律第2条第7項に規定する試験研究機関等【科学警察研究所、気象研究所、国土地理院他】）
- (2) 国立研究開発法人
※水産研究・教育機構はここに整理

特別試験研究費の額の認定に関する規程（特別試験研究費の額の認定手続きを規定）

機構HPに公示

相手企業から当該認定に係る申請があった場合、機構は迅速に対応

水産研究・教育機構

研究所長等（契約締結先）

本部・理事長（窓口：研究調整課）

税務署

制度の活用

①契約締結

②申請

③申請内容の修正指示等

④交付

10営業日以内

⑥確定申告

⑦控除

研究計画について相談
（税控除の申請予定がある旨、相談）

税控除を受けるため共同研究・委託研究契約書に費用の分担等の一定事項を記載

認定申請書2通、その他必要書類（積算内訳、領収書、研究日誌等）

認定申請書に記載の経費内容の確認。共同研究・委託研究に使われた内訳精査

認定申請書1通に認定する旨を記入し、認定書として交付

事業終了日の二か月以内

前年度の特別試験研究費が、次年度課税時に控除

申請者（控除を受ける者・事業者・企業等）